

～創業者・創業後間もない皆さまへ～

特定創業支援修了の証明書発行について

豊中市では創業・起業の支援のため、豊中市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、日本政策金融公庫十三支店の4機関が、「とよなか創業ナビ」という仕組みを立ち上げ、創業・起業に向けた相談の受付はもちろん、継続した相談対応や適切な関係支援機関の紹介、創業計画づくりから資金調達計画、連携先などの事業パートナー探しのための出会いの場の提供など、創業・起業に向けて、あらゆる角度からの総合的な支援を行っています。

この「とよなか創業ナビ」は、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」としての認定を国から受けており、この計画に定める支援を修了すると、豊中市が証明書を発行いたします。

証明書発行を受けるには

対象となる方

- ・創業前の方
- ・創業後5年未満の方

必要なこと

- ・「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4つのテーマについて習得する支援を受け、修了すること。

証明書発行を受けると

ア 株式会社設立の際の登記にかかる登録免許税の減免

(資本金の0.7%が0.35%に減免、最低税額15万円の場合、7.5万円の減免)

※登録免許税の減免措置は、豊中市内で創業する場合のみ対象になります。

すでに創業を行った個人や個人事業主の法人成りは対象となりませんのでご注意ください。

登録免許税の減免を受けるためには設立登記の際、法務局への証明書原本の提出が必要です。

イ 創業関連保証の特例※

- ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充
- ・創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6か月前から利用可能

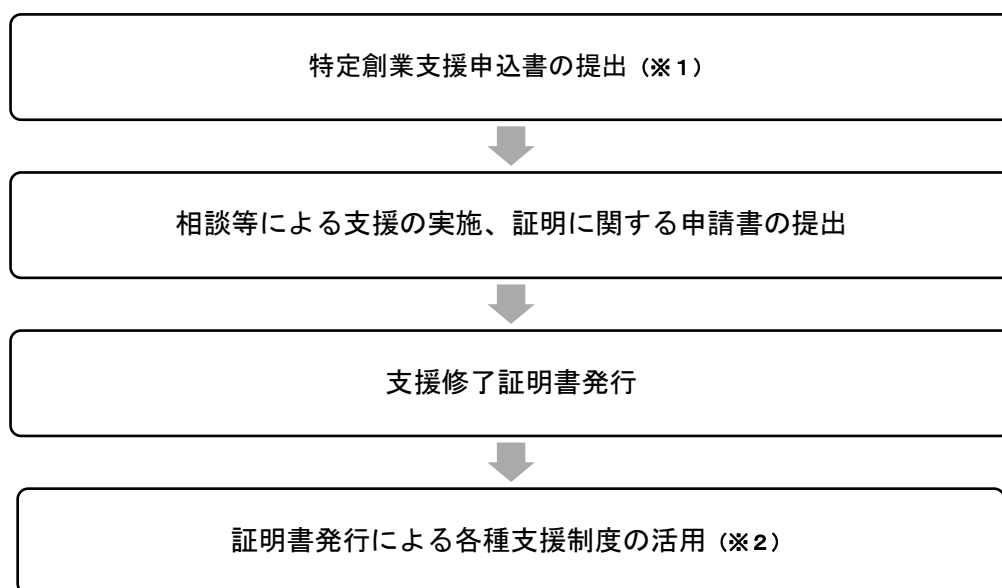
※手続きの際、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途審査があります。

すでに信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

事業開始6か月前から創業後5年未満の方が対象になります。

(裏面あり)

手続きの流れ



※1 特定創業支援申込書の提出から証明書発行までは1ヵ月以上の期間が必要になります。

※2 証明書発行までに創業を行った場合は、特定創業支援の実施中であったとしても 登録免許税の減免措置を受けることはできません。また、株式会社設立する前に事業を開始した場合においても同様に減免措置は受けることが出来ません。

特定創業支援の進捗状況 (支援機関の担当者が記入しますので必ずご持参ください)

テーマ	予定の記入欄			実施後の記入欄		
	実施日	実施機関	担当者	実施日	実施機関	担当者
経営						
財務						
人材育成						
販路開拓						

■□■ お問い合わせ □■□

豊中市市民協働部くらしセンター 地域経済課 Tel 06-6858-2187

豊中商工会議所 Tel 06-6845-8004

とよなか起業・チャレンジセンター Tel 06-6840-1955

日本政策金融公庫 十三支店 国民生活事業 Tel 06-6305-1978